



日本一の
水源の郷を
めざして



広報

341号

どし

平成21年5月号



五月晴れの空に泳ぐ鯉のぼりのように健やかにのびのびと育ててほしい
願いをこめた吊り飾りで男の子をお祝いしたい

新年度予算の考え方

(三月議会定例会において村長挨拶抜粋)



道志村長
大田 昌博

道志村の平成二十一年度の予算は、「日本一の水源の郷をめざして」の将来の姿を描きながら、「道志村行政改革大綱」と「集中改革プラン」に留意しつつ、住民生活の安定と住みよい環境づくりに向けて着実に、そして、積極的な施策と事業を展開し実施して参りたいと考えております。

特に経済情勢は、昨年来の変化するスピードの速さ、また分野的にも輸出産業を中心に多岐にわたっており、影響の大きさはまさに戦後最大と言える。経済の悪化に伴い社会環境も大きく変化していると思われる。行政の認識も変化のスピードに対応し、村民の皆様と共にこの危機感を共有し、新年度に対応してもらいたいと考えております。

一般会計当初予算は、十八億四千五百十万円、前年度当初予算に対して、二億四千三百四十万円、十一・七%の減であります。また、特別会計九会計の当初予算の総額は、十三億八千三百七十一万二千円で、前年度当初予算に対して、八千二百五

十七万八千円、六・三%の増となっております。それでは、今年度の主な施策等についてご説明いたします。

●美しい環境のむらづくりについてでございますが、横浜市の支援を受ける中で推進している道志村生活排水処理事業については、当初計画に対する進捗率は五十五%であるが、費用負担の在り方、新住民世帯を整備計画に入れるかどうかを含めて、全体の整備計画基盤などについても、横浜市と協議する中で見直しを行い、今後の事業推進を行ってまいります。

住民の日常生活に密接な、ゴミ・し尿処理事業のうち、特にし尿処理については、大月都留広域事務組合で処理できない分を、現在、青木ヶ原ごみ処理組合に当面処理委託しているが、二十一年度も引き続き処理委託する計画であります。広域的な繋がりの中で安定的な引受先の検討も含め、今後の処理の在り方を検討して行きたいと思っております。

新規の事業としては、農業用水、水源地確保、水源地域保全整備事業を取り入れて、水源涵養や農業用水利施設の機能維持の観点から森林整備の必要性や水源地の保全について、講演会を開催するなど啓発を行ってまいります。

また、水源地としての道志村の自然環境を未来に向かって守るためにも、横浜市当局のご理解を戴く中で、特に今年度から職員一名の派遣を受けて、村のバイオマスタウン計画の策定に今年度から着手し、今後の資源循環型地域としての村の方向性について調査・研究を進めてまいります。

●安全なむらづくりについてであります。が、昨年度から進めている、まちづくり交付金事業の

防災行政無線のデジタル化整備事業については、子局四十一ヶ所の整備と車載型の整備が完了し、村の防災対策の基盤が整備されることとなります。

また、昨年度で村の防災備蓄倉庫の第一次整備が終了したところであるが、今年度はこれらの活用はもとより、消防団幹部経験者を中心に、地域ごとの自主防災組織の整備を推進していく中で、行政、消防団、地域住民の三者が一致協力して、自助・共助・公助と言つように相互協力の精神で、防災対策・災害対策に備えていきたい。併せて、全世帯に整備する予定の個別端末についても、七月からの稼働開始により、防災情報の確な伝達を行ってまいります。

中山間地域総合整備事業により工事を進めてまいりました。村民の待望久しかった、耐震施設である、「水源の郷・やまゆりセンター」の完成により、一朝有事の場合には、村の防災・災害活動の拠点施設としての活用を図れるように関係機関とも協議をしていきたいと考えます。

道志中学校体育館の耐震化については建て替えを視野にし、実施設計の委託を行うことにより、次年度の地震改築事業に向けての準備をしていきたい。

●新たな産業基盤のあるむらづくりについてでございますが、若者の定住の促進、移住を希望する都市住民のためにも、医科、歯科診療所、並びに教員住宅を取り壊し、その跡地を造成し、住宅建設計画の作業を進めていく。平成元年に建設した村営池之原住宅については、老朽化が進んでいるため、屋根・外壁等の全面的な改修工事を実施する。

村の今後の観光の振興を図っていくためにも、観光協会の法人化を含めた体制強化について、財

政支援を継続していく。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受け、旧久保分校を交流施設に改修整備し、体験学習の受け入れのためのプログラムの作成や体制整備を進め、併せて、こども農山漁村地域協議会の育成支援も行っていきたい。

平成十九年度から進めている村の観光施設民営化については、民営化のためのロードマップに基づき、本年四月一日からは、道志水源の森の郷土料理の館とそば道場について、「名水そばの会」を指定管理者として協定書を締結したところであるが、今年度からは、道の駅どうしの管理運営を含めた新たな視点で、新規分野の開拓と新たな方向性を目指した、会社組織の設立に向けて調査・研究を推進する。継続事業である地籍調査事業については、今年度は大栗・小善地地区を実施する。

また、林道関係では、林道掛水線の舗装、樺大室指線の改良、富士東部林道南線の整備を引き続き実施する。

●**交流基盤の整ったむらづくり**については、でございますが、村の通勤・通学、産業・経済活動の大動脈であるところの、国道413号の整備促進については、地元の協力的体制の構築のもとに、村を上げて、県・国に対する要望活動を強力に進めることとする。

また、その推進に当たっては、県内の関係自治体や県域を越えての広域的な協力的体制も検討していくし、併せて、一市二村連絡道路の忍野村内野から山中湖村平野間の道路整備についても、他の自治体と協力して推進していきたい。

昨年からの取り組んでいる、道志村情報通信基盤整備事業については、七月からのNTT東日本によるフレッツ光・ネクストのサービス開始を目指

し、個別端末による行政情報サービスの提供に努めていく。

さらには、若者の定住、SOHO、二地域居住の推進にもあたってその波及効果は計り知れないと考えられます。

地上デジタル化に伴う、難視聴対策事業については、各地域のテレビ共同受信組合を設立していただき、アンテナの設置、ケーブルの敷設、増幅器の設置等の受信施設に対して補助金を交付することにより対応して参りたいと思います。

●**ぬくもりのあるむらづくり**については、高齢者では、高齢化人口の増加に対応して、デイ・サービス利用者の利便性の確保のため、福祉センターの改修整備を行い、今後の利用者の増加に対応していきたい。

また、社会福祉協議会の組織の充実強化を図るために、採用職員の人件費に対する助成を新規に行うなど体制整備に対する支援を行っていく。

子育て環境の充実と支援策については、現在実施しているところの結婚・出生祝い金、人生記念樹、高校生の修学助成金の継続と合わせて、今年度は、児童・生徒の医療費を中学三年生まで拡大することや学童保育の導入に向けても調査研究を推進していきたい。

地域医療の充実では、道志村福祉センターに隣接して、老朽化している内科・歯科診療総合施設を建設し、併せて医療機器の整備充実も図って行きたい、そして、デイ・サービスセンターとの連携強化を図ることにより、福祉、医療の地域エリアとして、国道からのアクセス道路の整備も並行して実施することにより、住民の利便性の確保を目指していく。

また、医師住宅もエリア内に移転整備すること

により、緊急時の対応に備えていきたい。

●**豊かな心と文化を育てるむらづくり**についてはありますが、教育の充実が村の施策の重点施策として、児童生徒のための義務教育の振興については弛みなく推進していく。

また、地域情報インフラ整備は、小学校、中学校の情報教育の推進にも大いに貢献するものである。水源の郷やまゆりセンターの完成により、この施設を社会教育の拠点として大いに活用を推進することにより、生涯学習機会の増大、併せて住民の文化振興にも努めていきたい。

老朽化している村民グラウンドのバックネットの改修工事、給食センターのボイラーの整備も今年度を実施する計画である。

昨年度から引き続き、道志村内での遺跡分布の基礎調査を行い、埋蔵文化財発掘調査事業を実施していく。

また、一昨年の神地地区の神楽保存会に対する補助に続いて、今年度は、川原畑地区の神楽保存会に対しても助成を行っていく。

●**自立と協働のむらづくり**については、住民自らの創意と意欲により、協働の村、水源の郷づくりに対する住民活動に対するの助成についても三年目を迎えました。新たな産業の創出、地域の活性化に向けて継続して参ります。

また、平成二十一年度は、明治二十二年七月一日に村制が施行して百二十周年の節目を迎えます。

「つなげたい。水と緑の百二十年。」をキーワードとして、特に七月五日の記念式典を中心に、多くの記念事業を住民参加のもと計画しておりますので、議員各位のご理解とご協力を特にお願ひするところであります。

議会だより 三月議会定例会

一般会計予算及び 特別会計予算など可決

平成二十二年三月、議会定例会は三月十一日から十九日の会期で開催されました。本会議では第九号議案から請願第二号までの全案件について可決・採択されました。

- 議案第九号 道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議案第十号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第十一号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第十二号 道志村課設置条例の一部を改正する条例
- 議案第十三号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第十四号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第十五号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
- 議案第十六号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第十七号 道志村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 議案第十八号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第十九号 道志村公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第二十号 道志村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第二十一号 水源の郷やまゆりセンター設置及び管理条例
- 議案第二十二号 道志水源の森の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第二十三号 平成二十年度道志村一般会計補正予算(第六回)
- 議案第二十四号 平成二十年度道志村国民健康保険特別会計補正予算(第四回)

- 議案第二十五号 平成二十年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第四回)
- 議案第二十六号 平成二十年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算(第三回)
- 議案第二十七号 平成二十年度道志村老人医療費特別会計補正予算(第二回)
- 議案第二十八号 平成二十年度道志村介護保険特別会計補正予算(第三回)
- 議案第二十九号 平成二十年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第二回)
- 議案第三十号 平成二十年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算(第四回)
- 議案第三十一号 平成二十年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算(第一回)
- 議案第三十二号 平成二十一年度道志村一般会計予算
- 議案第三十三号 平成二十一年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 議案第三十四号 平成二十一年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第三十五号 平成二十一年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第三十六号 平成二十一年度道志村老人医療費特別会計予算
- 議案第三十七号 平成二十一年度道志村観光施設等事業特別会計予算
- 議案第三十八号 平成二十一年度道志村介護保険特別会計予算
- 議案第三十九号 平成二十一年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 議案第四十号 平成二十一年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 議案第四十一号 平成二十一年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 請願第二号 父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いとする請願

一般質問

三月定例議会において、四名より一般質問がありました。
質問の主旨とこれに対する村長など執行部の答弁の主旨は次のとおりです。

一番議員(杉本秀明)
文教厚生常任委員長



質問

○少子高齢化問題について

道志村においても、本年度中にも二、〇〇〇人の人口を下回ると推測されますが、人口の減少に本当に危機感を感じます。今、少子化問題があらゆる問題の根源にあり将来像を暗くしていると思えます。国全体が減少しているのだから仕方ないと諦めがちな考えになりがちですが、少子化の社会的背景の中で分析研究をして、本村に於いては、人口増加策を考えなければならぬと思います。

昨年的一般質問の中で子育て支援、住宅問題、未婚者の出会い支援など質

問しましたが、その後において具体的に起用していくと考えるとして政策をお聞かせください。

回答

○まちづくり調整室長

昨年からの質問の中の子育て支援、住宅問題、未婚者の出会い等支援の二十一年度以降の具体的な政策について次のとおりです。

(子育て支援について)

現在本村では、子育て、すこやか子育てで医療助成事業といたしまして、小児期の病気のかかりやすく、家族の負担の多い時期の子どもの医療費無料化を、平成十八年から小学校卒業までを無料としております。更に二十一年度からは、中学校卒業までの子どもを対象に医療費の無料化を実施し、少しでも家族の負担を減少しようと考えております。また、「遊び・学ぶ・子育て教室」ということで道志村独自の「つぼみっこくらぶ」を開催しています。これは、保育所に入所する前の子どもを持つ親と子どもを対象にしておりませんが、親子のつながり、健全な育児の相談、食育などを学んだり、親同士の悩みの相談、また、子供同士の交流の場として、月に二度ほどではありますけれども実施し、好評を得ているとこ

ろです。
来年度ですけれども、新規の事業ですが、学童保育の事業を「試行」する

予定です。具体的には、四月より準備を始め、指導員の募集や場所の検討を行い、実際に行うのは夏休みの期間中になると思いますが、その後も継続して実施ができるかどうかさらに検討をしていく予定であります。

また、就学時の経費の助成といたしまして、高校就学助成金が現在支給されております。昨年十月分より月額五、〇〇〇円のものを一〇、〇〇〇円に増加して現在支給をしているところ

です。
更に小中学校の子どもの給食費についても、一食あたり小学生三〇円・中学生四〇円の食材の高騰による値上げの分につきまして、本年一月より値上げをいたしましたところですけれども、父兄の方々への負担を考慮し、全額高騰分を公費負担としたところです。就学助成金及び給食費についても二十一年度以降も継続し助成をしていく見込みです。

子どもの成長に伴い、生まれてから高校卒業までの支援についての主なもので道志村独自のものを挙げさせていただきますましたが、ここに挙げたもの以外でも、国の法律等に基づき、乳幼児の健康診断、視能覚検査、新生児の訪問、心理相談、歯磨き指導、離乳食教室、予防接種など市町村で実施しなければならぬものやまた、その他にも市町村独自の事業もかなりあるよう

あります。

(住宅問題について)

昨年十二月の定例会の際の議員さんの質問でもあり、産業振興課長が答弁した経緯がありますけれども、更に、具体的な目標というところで、空き家住宅の情報提供と活用も二十年度は検討しておりますけれども、村営住宅の建設についても検討をしているところ

です。
やはり要望が多いということで、平成二十一年度については、村内の住宅需要等を調査し、更に具体的なニーズの把握等に努め、適切な量の確保と質の向上を念頭に計画を立てながら建設の検討に向けて進めて行きたいと考えています。平成二十二年度に向けてまして、村営住宅の建設ができるよう視野に入れながら、また、入居の条件や、住宅使用料等の制限についても、村独自に設定できるような方法を共に考えていきたいと考えています。

(未婚者の出会い支援について)

十二月の一般質問の折にも述べさせていただきましたが、その後の具体的な策ということだと思います。

郡内で結婚相談所を開設しているところは、都留市・大月市・上野原市・富士吉田市・富士河口湖町で共に郡内の協議会があり、県のレベルでの協議会もあり、各々連絡を取り合っており、人その人にふさわしい人を探しながら出会うきっかけをつくっているよう

です。

この内です、ある結婚相談員のいる公共団体に尋ねてみました。相談員による相談を毎週月曜日の午前十時から十二時まで開催しているようです。現在登録者は二十五名、内女性が五分の一くらい、男性は、だいたい三十代〜五十代、女性二十代〜四十代で、二十年前くらいから開設しているようですが、当時は四〇〇名くらい会員がいたようです。現在、成果としては年に一組か二組の成果をあげているようです。一度登録の申請をすると二年間は保管され、その区域だけでなく他の市町村の人とも受け付けて交流を進めていきながら出会うきっかけをつくる

と、それを二ヶ月に一度会合があるという、どの人とどの人が良いか話し合い、会う準備を進めているとそんなような状態、たそうです。
また、郡の協議会とか県の協議会に持ち出している相談もしているようです。比較的平台イベントで繊細な問題があり、係わり合いがなかなか難しいと思われ、先ほど述べさせていただいた各市町村と連絡を取りながら相談していく中で、広報等を使い紹介しながら相互に連絡を取り、様子を見守りながら対応するのが望ましいかと考えております。

再質問

郡内の各市町村の連携を持つて未婚者の出会いの会があるということですが、村独自の何か方策は考えられ

いか、再度伺います。

回答

○まちづくり調整室長

村独自も考えていければいいと思いますけれども、比較的プライベートな問題で村内のそういった相談所を開設するに当たり、また、情報や、うわさ等かなり広がると個人情報とか本人のデリケートな問題に触れることも考えると、村内でなく他の町村同士の交流というか、そういうところの出会いがあれば村の中での評判等立たないで、いろんな話が進められるかなと考えているところです。

もちろん要望等ございましたら村内での開設も考えていきたいと思えます。

再質問

●住宅問題の中で空き家住宅の活用や村営住宅の活用などあると思うが、七月には光通信が利用できるので、在宅勤務できる人を村に定住させたいという、私なり考えがあるのですが、このようなことに対しての考えはありますかどうか、お聞きしたいです。

回答

○まちづくり調整室長

もちろんそういった仕事のできる方が、村内に定住若しくは移り住んでいただく事は大歓迎だと考えています。

三番議員（佐藤喜章議員） 総務常任委員長



質問

○職員給与の減額について

経済状況の大変厳しい中、一般村民は仕事をしたくてもできない状況が続いております。

そのような状況を考え、仕事は安定し、倒産、リストラにあうことも無いというような公務員の給与を少しでも、村民また地域住民に近づけることは少しもおかしいことではありません。近隣市町村の中にも給与減額を考える若しくはもう実行しているところが出てきています。その点につきまして村長の考えを聞かせてください。

回答

○村長

村では、平成十七年に当面は単独存続することを決定し新行政改革大綱の策定、そして五年間を目標とした集中改革プランのもと、スリムで効率的な行政の確立のため、行政全般にわたつての事務、事業についての徹底的な見直し、経費の削減に向けて努力してきたところであります。

その内、特に人件費の削減のための職員数を六名、十一・五％削減する計画については八名の削減を行い一年前倒しで達成したところであります。

また、管理職手当の半減、職員の時間外勤務手当の抑制については、継続して現在も実施中であり人件費の削減に努めているところであります。

私は、道志村職員の給与は、他の自治体と比較してみてもラスパイレル指数でも決してその水準が高い訳でもない。そして、公債費比率等の財政指標についても常に健全性を確保しており、村の財政状況が、今、決して厳しい状況下にあるとはいえないと考えております。

現在、地方分権の推進により、事務の権限移譲により業務量は増大し、また地方の再生などの対策、さらには、現在は臨時的な交付金が国から交付されるなど業務は増える傾向は続いています。むしろ職員には自己啓発し、資質向上に努め、その能力を遺憾なく発揮して、村民のため、村のため貢献できるよう努めていかなければならないと思えます。

このようなことから、現状では職員給与の特例減額などの措置を実施する考えはもっておりませんが、議員の考えについても考慮する中で、社会情勢の変化に対応して参りたいので、是非ともご理解を賜りたいと思えます。

質問

○寒冷地手当の支給を辞退する考え方について

昨年より寒冷地手当の支給を決定し、既に支給も始まっておりますが、先の質問の考え方の中、その支給を辞退するという考え方はありませんか。連日、テレビ、新聞などで手当ばかりではなく本給さえもカットされているのが現状です。ひどいところでは仕事さえ失っております。自分も仕事をしておりますが仕事の量も減り大変厳しい状況です。

このような事情を踏まえ、村長はどのように対処するつもりでしょうか。

回答

○村長

寒冷地手当の支給辞退についてですが、平成十七年から三年間、既に支給を凍結してきたこと、そして、この二十年度から支給を開始したことから、当面は支給を継続し、今後の社会情勢を見定めて、議員各位とも協議する中で対応して参りたいと考えております。

質問

○職員手当の公開について

現在役場内で支給されている、各種手当の項目とそれぞれの支給額のかかる資料の提出をしていただきたいです。また、職員の給与につきましては広報に掲載されていましたが手当の公開は

できるでしょうか。

回答

○村長

職員に対する各種手当の項目と支給額及び職員給与と手当の公開については、職員に対する給与については、地方公務員法第二十四条第六項により、道志村職員給与条例を制定し給与に関する事項を定めているもので、各種手当の種類と金額については、予算書の給与費明細書に記載のとおりであります。また、給与の支給状況等を含んだ内容の、「道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を今期定例会の中で審議していただき、住民に対する公表を義務付けていきたいと考えます。

なお、職員の個人毎の給与と手当の公開については、今期個人情報保護の観点から難しいと考えますので、是非ともご理解を賜りたいと思います。

質問

○村長の再選について

昨年の十二月議会定例会で同僚議員より、村長の再選に関する質問があり、その際の答弁としまして前向きに検討するということでしたが、ここで特別交付金も決定し、道志村は特に高い伸び率だということを聞きました。これは村の職員と一体となった行政運営が県に評価されたものだと考えております。このような状況を踏まえ再選に向

けての村長の考え方を聞かせてください。

回答

○村長

次に再選に関するご質問でございますが、まず、はじめに議員各位から「再選出馬の要請書」という形で、全議員の連名にていただきましたことに対しては重く受け止めております。単独存続を選択した中、また小規模自治体を取り巻く環境の厳しさを増す中での村政運営が一定の評価を受けたものと心強い思いのするところでもあります。

十二月の議会において、佐藤一仁議員より質問を受け、以来熟慮を重ねて参りました。この四年間選挙公約に基づいて、スリムで効率的な行政運営、住民参加型村政の推進、公平公正な政治、地域の自然や文化を大事にした村政運営を目指して邁進して参りました。更には活力ある地域、住民が誇りと愛着を持てる地域づくりに向けて総合計画の「日本一の水源の郷をめざして」取り組んで参りました。

そして、現在進めている情報化時代への対応としての光ファイバー網の整備、生涯教育の拠点、そして防災機能を有する「水源の郷やまゆりセンター」の建設、高齢化への対応としての医科歯科総合診療所建設、福祉センターの改修等、インフラ整備の充実も形になりつつあります。今後はこうしたハー

ドを如何に使うか、更に有効的な利活用に向けての智慧と努力が必要になって参ります。

また、更には昨年よりの経済情勢の悪化による地域事情に対応するために集中改革プランにのっとり効率の良い行財政運営と無駄を省くこと、職員数の削減、組織や事業の見直しと研修制度の活用による職員資質の向上、指定管理者制度の活用等により組織の効率性を高め村民要望に速やかに答えられるように進めて参らねばならないと思います。

また、活力ある地域の将来にむけて地域資源の掘り起こし、磨き上げが必要であり、付加価値の高い六次産業の核づくり、自然環境を生かした子ども農山村交流事業の育成、道志材の活用や木質バイオマス事業、光ファイバー設置による若者の呼び込みや環境関連企業の誘致の検討等も行つて参らねばなりません。自治体経営から更には道志らしさを生かした村民はじめ多様な主体の協働による地域経営へと進める大事な時期に差ししかかっていると思えます。

こうした山積する課題がある中、道半ばの事業の実行をすること、更に「日本一の水源の郷づくり」に全力を傾注することも私に課せられた責務と考えます。また、私の地域に対する貢献をしたいの思いも変わりありません。

こうした状況を総合的に判断した結

果、村民の皆様の信任を得られるのであれば引き続き村政運営に携りたいと決意をいたすものであります。

村民の皆様のご理解と議員各位のご協力をお願いして答弁とさせていただきます。

五番議員（藤原光政議員） 経済建設常任委員



質問

○村道改良について

村道改良についてですが、新しい診療所建設に伴つて谷相側からの村道改修についてですが、いつ頃、どの位の幅員で実施するのか伺います。

回答

○産業振興課長

村道谷相池之原線整備についてはですが、本路線の改良につきましては、県営事業であります「中山間地域総合整備事業」の中で位置づけをしております。既に一部の区間につきましては幅員4mの道路整備が終了しており、来年度に関しては、和出村側から中学校までの区間を改良整備する予定になつ

ています。谷相側からの整備につきましては、橋の架け替え等に伴う問題等々、解決すべき課題があることから平成二十二年から二十三年の工事を予定しております。

質問

○平成二十一年度予算について

平成二十一年度予算についてですが、二十一年度予算の中で重点的に予算計上したものは、どのような事業が具体的に伺います。

回答

○総務課長

平成二十一年度予算につきましては、総合計画の将来像であります「日本の水源の郷をめざして」の実現に向け、施策・事業等をスピーディーに実行し、村民の期待に応えていくために、財源の重点的、効率的配分を行うなどとして、さらに財政の健全性を図りながら施策については積極的に計上することとして予算編成を行っており、次の三点を重点的に行う予定です。

●地域医療の充実として、総合診療施設の整備を行い、さらに医療機器等も更新し、住民の医療体制の充実を図っていく予定であります。併せて医師住宅の建て替えも予定しています。

●子育て環境の充実として、すこやか子育て医療費助成事業の対象者の拡大、妊産婦の健診について健康状態の把握、検診数の増加等も行い、さらにいきい

き健康村どうし健診事業、そういう事業を推進するために重点的に配分をしております。

●高齢者福祉の充実として、福祉センターのデイサービス利用者の増加に対応するため施設の改修を行っていく予定です。それから在宅福祉のふれあいサービス事業につきましては、現在行っております。配食、紙オムツ、理美容サービス等を増やして高齢者福祉の充実を図っていく予定であります。

さらには、国、県の補助金を受けて行う継続事業につきましては、それぞれの事業計画に基づいて、財源を確保し実施することとして予算計上しております。

質問

○雇用創出対策事業について

雇用創出対策事業についてですが、先月のある報道機関の報道によりますと、政府は雇用創出へ二〇六事業を取りまとめたとの事ですが、我が道志村におきまして雇用創出対策はどのようなになっているのか伺います。

回答

○産業振興課長

雇用創出事業についてですが、百年に一度と言われる世界的金融危機の中、多くの企業で雇用意欲が急速に冷え込んでおります。

このような状況の中政府は、三年間で一六〇万人の雇用創出に向けての支

援策を具体化しております。村としましても、国のこういった緊急経済対策、緊急雇用対策に期待するとともに、国の関連であります「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」を活用し、社会福祉協議会の強化に向けた雇用支援、林道等の草刈に対しての雇用対策を実施し、三年度で合わせて二十四人、総額一、六〇〇万円規模の対策を予定しております。また、耕作放棄地対策における「再生利用緊急対策交付金」を活用しての地域協議会での雇用、民間と協力した「救急情報キッド商品」の開発事業による雇用創出、公共工事に期待される雇用増、さらには観光産業の拡大へ向けた新たな雇用機会の創出のため子供農山村交流事業の推進、観光キャラバン・観光協会等の組織の強化支援、直営施設におきましての「やまゆりセンター」に係る雇用、福祉センターの拡充、旧久保分校の新たな活用策での雇用創出、学童保育事業及び保育所事業での雇用、村単教員の増員雇用等々、雇用創出に向けての様々な事業によって、短期、長期での雇用も見込んでおります。今後も、関係機関あるいは民間企業との協力、連携のもとで総合的に推進することが重要と思っております。

質問

○事務作業改善について

事務作業改善についてですが、昨年からスタートしました事務作業改善の

一つとして、グループ制の導入をしているところですが、その後、実施した中でどのような改善、実績があったか伺います。

回答

○まちづくり調整室長

住民サービスの向上を最重点課題に、平成二十年度より課をいくつかのグループに分け、グループの中で仕事を共有し、そのリーダーはグループ内の仕事全てを把握した上で課長を補佐する。というふうな、担当職員、グループリーダー、課長職と三つの段階に分けて発足しました。グループ制によりリーダーの業務といたしましては、課長の指示事項に基づき業務を行うと共に、職員への業務の適正配分を行い、グループ内での協力体制により業務遂行を行う。所管業務について進行管理を行う。日常の業務について、業務改善、マニュアル整備、IT化、委託化等により、業務のスリム化や効率化に努める。平常業務を三〇パーセント削減を目標にする。というような業務内容でスタートしました。

ご承知のように、昨年来の経済不況や国においての異例の業務の追加などにより、この計画については、はつきり申しまして、業務改善、平常業務のスリム化や業務量の削減につきまして、日常の業務のあわたたしきにおいてうまく遂行することが出来ませんでした。

ただ、グループ制をとったことにより、職員一人ひとりが割り当てられた業務を遂行してきた従来のやり方に比べ、リーダーを中心にグループ内の業務についての情報の交換や事務の共有が徐々に見え始めてきたところであります。

本年度につきましては、試行中ということもあり手探りで運用がなされましたが、二十一年度におきましても、引き続き二〇年度の反省を省みながらグループ制の検討と改善を進め、住民サービスの向上を考えていきたいと考えております。

質問

○そば処の指定管理者について

水源の森のそば処の指定管理者についてですが、「そば処」と「そば打ち道場」を指定管理者との締結に至った経緯とその内容がどうなっているのか伺います。

回答

○産業振興課長

そば処、そば道場の指定管理者についてですが、観光施設の民営化に向けた取り組みにつきましては、民営化ロードマップに沿って作業を進めている所であり、本年度は、水源の森のそば処・そば道場の管理運営について指定管理制度を導入する取り組みをしているところであります。

指定管理者につきましては、法令及

び道志村公の施設の指定管理者制度に関する基本方針に基づきまして作業を進めており、今回の水源の森の公募に関しましては、十一月十七日から十二月十二日まで募集を行い、その結果、応募がありませんでした。このため再募集を行う方針を固めるなかで、当施設のこれまでの実績から何らかの支援体制が必要であるとの決定をし、再募集要項に「施設整備の支援と運営の支援を協議する」旨の項目を加えるなかで再度の公募を行っております。

その結果、「名水そばの会」の一団体から応募がございました。規定に基づきまして、指定管理者選定委員会及び指定管理者選定部会を設置して、一次審査、二次審査の上、申請者が適当と認めましたので、ご提案し、二月の臨時議会におきまして議決をいたしております。

指定者とは協定書等の締結を済ませまして、四月からは指定管理者による管理運営ということになります。

再質問

村道改良についてですが、解決すべき問題という点が出てきたが、解決すべき問題というのはどういうことでしょうか。

回答

○産業振興課長

橋の架け替えに伴う県との河川協議のなかで、当初、現状より一m程度設

置高を上げることで、設計ができていた訳であります。再協議のなかで、橋の高さを更に上げる必要がある指導がありまして、現在、農務事務所の方で設計の見直しをしている最中であります。設計が固まり次第、村への協議、関係者への説明ということになりますので、その際には議員の皆さんに報告したいと考えております。

九番議員（佐藤茂美議員） 文教厚生常任委員



質問

○道志村の過疎対策について

道志村の過疎対策について、平成二十年十二月二十五日厚生労働省の国立社会保険人口問題研究所の推計で県下の三〇年後の推計人口が分かりました。それによると、県下二十八市町村のうち増加するのは、昭和町、富士河口湖町の二町にとどまり、山間地中心に少子高齢化が進行し限界集落が続出し、自治体の機能の低下が懸念される事が報告されました。

道志村の人口も、一、四七四人という予想が出ています。既に集落に置い

ては、小中学生が少なく、消防団員の確保が難しくなり、地区によつては農業委員のなりての無いような状態が表れています。昔から「人から貧乏」と言う諺があります。いくら立派な家や施設を造つても人が住まなくてはなりません。この状態を担当課長、村長はどのように考えているのか、お伺いします。

回答

○村長

道志村の過疎対策でございますが、国においては、過疎の問題については、昭和四〇年代、高度経済成長を背景とした農山漁村地域における急激な人口減少が始まり、このため地域社会の基礎的条件の維持が困難となる『過疎現象』が社会問題として取り上げられ、人口の過度の減少防止対策を主な目的として、昭和四十五年に第一次の過疎法である「過疎地域対策緊急措置法」が時限立法として制定され、以後、現在に至るまで、過疎に対する法律は順次制定され、平成十二年からは現在の自立のための「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され、運用されております。

道志村では、過去三十九年間のこれらの法律に基づき、さまざまな事業を展開しその対策を講じているところですが、人口の増加は見られませんでした。しかし、統計を見ていくと、国勢調査ですが昭和四十年から六十年の二十

年間で約六二〇人減少しておりますが、それ以降六十年から平成十七年の二〇年間で九〇人の減少に留まっております。

人口の減少に歯止めはかかってはおりませんが、やはり、過去の先輩方の施策が現在を維持し、人口は減少しているものの、交流人口においては、一〇〇万人を数えるほどになっており、村の活性化に繋がっているものと思います。

人口の減少は、議員の言われるとおり、一番の基本的な問題だと思えます。限界集落の対策としては一昨年立ち上がった、全国水源の里連絡協議会におきまして、ポスト過疎法にむけて昨年の喜多方市でのシンポジウムをはじめ、本年二月には東京で「新たな過疎対策に向けての水源の里からの提言」ということで、公開討論会を開催し、来月には、関係省庁等にこの提言書を提出する活動も予定しております。

今後、更に過疎問題につきましては、総合計画にありますように、人口の増加のため、子育て環境の充実、就労の場所の創設、快適な生活環境の確保というような、道志村に住みたくなるような施策をとり、定住者の確保に向けた対策が今後必要かと思えます。

詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

回答

○まちづくり調整室長

それでは、村長に引き続き、過疎の対策について答弁させていただきます。先ほどの国の政策に鑑み、道志村においてもいろいろな施策を講じてまいりました。道路整備はもとより、各地区の公民館、観光施設、医療・福祉施設、上下水道施設、住宅の建設、教育施設整備など、また最近では情報のインフラ整備など生活環境の変化に伴い、住民の皆様へのニーズに応えながら、その時々合った政策、施策を講じてまいりました。

しかしながら、先ほども申したとおり、人口の減少は未だに続いているのが現状であります。先ほどの杉本議員からのご質問のように、少子高齢化が進むなかには道志村がどのような対策を講じられるか、行っていくのが大事な用件だろうと思えます。

山間地であり、僻村である道志村であります。最近ではこういったところを好んで住み着く方もかなり増えておりますが、やはり要望としては、自然の中で暮らすのは良いが、生活環境のうち、家の中は、都会と同じという風な要望が多数みえられます。

村の人口は、過日、条例の制定がありました消防団員の定数の改正を例に減少が続いており、若者が住めるような環境である就業の場・子育て環境の充実・さらに住宅政策が必要かと思われる。

今後につきましては、これらを中心

に現在ある観光施設、また、建設中

やまゆりセンター、光ケーブル網の整備による情報インフラなどを有機的に活用し、若者が働くことができるような新たな産業の創出の検討など、また、高齢者対策も踏まえながら、来年度建設予定の内科・歯科診療所の建設、福祉センターの改修工事等により、村内の施設を充実するとともに、ソフト面では地域のコミュニティの充実により地域活動の参画を促すように、地域会議の創設による職員による地域担当制の検討も来年度は視野に入れながら、村内に住んでいる人が転出しないよう、また、Ｉターン等による道志村に定住を希望するような、政策を考えていかなければならないと思えます。

佐藤議員が申しますように定住者の増加の施策につきましては、非常に重要な課題と考えております。

質問

○簡易水道の整備計画について

簡易水道の整備計画についてお尋ねいたします。昨年の一般質問における回答で、長畑東地区簡易水道の整備の必要性について認識されていること、また、村内の他の地域の簡易水道施設も老朽化が進み、更新期を迎えていることは分かりました。

その状況下において、問題の多い簡易水道施設から整備を進めなければならぬという村の考え方の中で、長畑東地区の簡易水道の整備計画はどのよ

うになっているかをお伺いいたします。

回答

○産業振興課長

長幡東地区の簡易水道につきましては、既に三〇年を超えまして多くの問題を抱える老朽化の著しい施設として、抜本的に整備が必要であると考えております。整備にあたりましては、まず、水源の調査から始める必要があります。このため、来年度の取り組みとして、ポータリングによる地下水の調査を実施し、安全で安定して供給できる水源を確保したいと考えております。その上で、整備の基本方針を検討し、事業化に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

●九番議員（佐藤茂美）過疎対策について、道志村独自の子育て支援、花嫁対策、介護の問題に力を入れていただきたいと思えます。また、簡易水道、長幡地区の簡易水道のことですが、地域住民の強い要望なので一日も早い対策をお願いしたいと思います。



平成20年度 下半期財政公表 (平成20年10月～21年3月)

一般会計歳入状況

(21.3.31現在 単位：千円)

科目	予算額	収入済額	収入率(%)
1. 村 税	218,671	208,949	95.6
2. 地方 贈与 税	15,008	10,491	69.9
3. 利子 割 交 付 金	1,200	1,200	100.0
4. 配 当 割 交 付 金	346	346	100.0
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	159	159	100.0
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	17,600	17,600	100.0
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,385	7,385	100.0
8. 地 方 特 例 交 付 金	2,029	2,029	100.0
9. 地 方 交 付 税	857,930	857,930	100.0
10. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	0	0	0.0
11. 分 担 金 及 び 負 担 金	13,741	12,927	94.1
12. 使 用 料 及 び 手 数 料	15,255	13,094	85.8
13. 国 庫 支 出 金	351,442	97,728	27.8
14. 県 支 出 金	84,455	47,276	56.0
15. 財 産 収 入	1,957	2,042	104.3
16. 寄 付 金	135,691	49,191	36.3
17. 繰 入 金	13,047	0	0.0
18. 繰 越 金	50,433	50,433	100.0
19. 諸 収 入	26,226	25,850	98.6
20. 村 債	524,800	0	0.0
計	2,337,375	1,404,630	60.1

一般会計歳出状況

(21.3.31現在 単位：千円)

科目	予算額	支出済額	支出率(%)
1. 議 会 費	39,003	35,976	92.2
2. 総 務 費	862,058	308,993	35.8
3. 民 生 費	207,469	115,647	55.7
4. 衛 生 費	85,857	59,009	68.7
5. 農 林 水 産 業 費	292,281	146,728	50.2
6. 商 工 費	48,699	28,495	58.5
7. 土 木 費	256,645	62,861	24.5
8. 消 防 費	139,227	60,320	43.3
9. 教 育 費	152,192	139,343	91.6
10. 災 害 復 旧 費	0	0	0.0
11. 公 債 費	246,607	246,228	99.8
12. 諸 支 出 金	2,721	0	0.0
13. 予 備 費	4,616	0	0.0
計	2,337,375	1,203,600	51.5

- 総務費
- 防災行政無線施設整備事業
- 地域情報通信基盤整備事業
- 民生費
- 介護予防事業
- 在宅福祉ふれあいサービス事業
- 衛生費
- すこやか子育て医療費助成事業
- いきいき健康村どうし健診事業
- 農林水産業費
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
- 中山間地域総合整備事業
- 農林道開設改良事業
- 土木費
- 村道中山くすヶ瀬線改良事業
- 村道室久保線・中入くすヶ瀬線改良舗装事業
- 消防費
- へりポート整備事業
- 消防団員制服配備事業
- 教育費
- 道志中学校体育館耐震調査委託事業
- 埋蔵文化財発掘調査等事業



※水源の郷やまゆりセンター

この「財政公表」は、村民のみなさまに道志村の財政状況をお知らせするために、毎年二回定期的に行っているものです。今回は、平成二十年度下半期の一般会計、特別会計の状況をお知らせします。

特別会計歳入歳出状況

(21.3.31現在 単位：千円)

会計別	予算額	収入済額	収入率(%)	歳出済額	支出率(%)
国民健康保険特別会計	263,708	211,276	80.1	214,372	81.3
国民健康保険診療所特別会計	133,152	60,774	45.6	95,924	72.0
簡易水道事業特別会計	80,773	5,128	6.3	62,590	77.5
老人医療費特別会計	32,749	28,482	87.0	18,159	55.4
観光施設等事業特別会計	416,663	343,734	82.5	356,612	85.6
介護保険特別会計	159,869	112,666	70.5	133,228	83.3
介護保険サービス事業特別会計	29,498	23,794	80.7	24,905	84.4
浄化槽事業特別会計	137,625	14,821	10.8	94,307	68.5
後期高齢者医療特別会計	43,756	15,350	35.1	34,416	78.7
計	1,034,085	604,749	58.5	820,141	79.3

村営住宅入居者募集のお知らせ

池の原団地（道志中学校裏）の二戸が空室になりましたので、入居を希望する方は産業振興課までお申し込みください。※家賃は、入居を希望される世帯全員の所得金額等により決定します。※入居予定日は、平成二十一年六月中旬になります。※村営住宅では、犬・猫等のペットを飼うことは出来ません。※敷金として家賃の三ヶ月分を納入していただきます。

一、入居資格

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- ② 公営住宅法で定める収入基準に該当するものであること。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- ④ 村内に住所又は勤務場所を有する者であること。

二、申込時に必要な書類

- ① 入居申込書・・・産業振興課 建築住宅担当
- ② 住民票の謄本（続柄が記載されたもの）・・・住民健康課 戸籍担当
- ③ 入居希望世帯全員の所得がわかる書類
- ④ 平成十九年分の給与所得の源泉徴収票・・・勤務先 または

○平成二十年度（平成十九年分）の所得及び村・県民税課 税証明書・・・総務課 税務担当

- ④ 収入申告書・・・産業振興課 建築住宅担当
- ⑤ 納税証明書・・・総務課 税務担当

三、申込期間

平成二十一年五月一日（金）から二十日（水）まで

四、選考方法

申込者が複数いる場合は、入居希望世帯全員の所得金額等と住宅の困窮度等または、公開抽選により入居者を決定します。

五、問い合わせ・申込先

道志村役場 産業振興課
 地域整備グループ 建築住宅担当 佐藤好起
 ☎〇五五四・五二・二二一四 内線一六五

場所	団地名	戸の位置	構造	床面積	部屋	備考
道志村 7672番地の2	池の原団地	B棟2号室 D棟3号室	RC3階建	59.09㎡ (17.9坪)	3DK トイレ・UB	築21年

山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で 村税の徴収を強化します！

— 滞納は絶対に許しません —

税は、まちづくりを支える大切な財源です。ほとんどの村民の方は、村税を納期限内に自主的に納めていただいています。村では、税負担の公平性を確保するため、納税資力があるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対しては、**県地方税滞納整理推進機構と共同で強制的に給与、不動産、自動車、預貯金、生命保険等の財産の差押えを執行し、その財産をインターネット公売により換価し、滞納税額に充てます。**

また、場合によっては、職員が滞納者の自宅等を強制的に搜索して、発見した財産を差押え・搬出し、公売することも行います。



自動車の差押え例
(タイヤロックによる運行禁止措置)

延滞金は必ず徴収します

納期限までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税金に次の割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

- ・ 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで → 年 4.5%
- ・ 1ヶ月を経過した日以降 → 年 14.6%

— 納期限内に納税できない方は、納税相談にお越しください —

災害や病気などの事情により、全額を一時に納められない場合には、徴収の猶予などの制度があります。ただし、**生活状況や財産の取得状況などを申告していただき、調査の結果、要件に該当した場合に適用されます。**

納税相談窓口

総務課 税務係 TEL 52-2111 (内135)



平成21年度地籍調査事業・大栗・小善地地区を実施 地籍調査にご協力ください

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。

現在使われている登記簿や公図は、明治時代に作られたもので長い年月の経過により、現況と変わってきています。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し、土地の正確な位置・形状・地番・地目・面積を明らかにします。そして完成した地図（地籍図）はその正確性から公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。

平成21年度地籍調査実施区域略図



●調査方法は

一筆地調査といい、登記簿・公図及び地形地物などを参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

●境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんに一齐に杭を打っていただくため、通知しますのでご協力ください。土地所有者の皆さんには、「一齐杭打ち日」に隣接土地所有者と立会の上、杭を打っていただきます。一度打った杭は皆さんの土地を測量する基になりますので、動かしたり抜いたりしたい場合は、事前にご相談ください。打たれた杭は、地籍調査係と推進委員及び委託業者が確認した後、測量を行います。

●測量調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏以降に地図（地籍図）と地番・地目・面積（地籍簿）を確認していただくため20日間の閲覧を行います。誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公図が訂正されます。

●一筆地調査で境界が決まらなかった場合は

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。この場合建築確認申請、農地転用などの手続きで許可されない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担（測量費等）で筆界未定の解消処理をしなければなりませんので、今回の地籍調査の際に境界を確定されることをお奨めします。

●調査前の心得として

説明会の資料・内容を把握してください。隣接地との境界は、事前によく話し合って確定しておいてください。

大切な土地を子孫や後世に伝えていくためにご協力をお願いします
問い合わせ先 産業振興課地籍調査係 TEL 52-2114



診療所だより



自己紹介もありましたが、4月1日より浅川先生に代わり診療所勤務となりました、長谷川浩之です。勤務についてから小学生を中心に、インフルエンザ(B型)の発症が数例みられました。世界的には豚インフルエンザも流行しているようです。インフルエンザをはじめとした感染症にならないために‘免疫力’を高めていきましょう。そんな訳で、今回は**免疫力を高める**ための提案をしたいと思います。

- **運動不足厳禁!**…適度な運動で血行をよく保っておかないと、免疫細胞が体のすみずみまでいき届きません。
- **オンとオフをはっきり!**…メリハリのある生活リズムが、自律神経のバランスを正常に保ちます。
- **体を冷やさない!**…体が冷えていると免疫細胞が働かなくなります。上手に体温調節をしましょう。
- **しっかり睡眠!**…睡眠不足は、自律神経のバランスを崩し、免疫力を弱める大きな原因です。なるべく12時までに床に就き、質のよい睡眠を。
- **発酵食品で腸を丈夫に!**…腸は多くの免疫細胞が集まる大切なところ。納豆などの発酵食品で腸の善玉菌を増やし、腸内環境を整えておきましょう。
- **タバコはやめるが勝ち!!**…呼吸器系の障害を引き起こし、免疫機能を低下させる有害物質の代表。当然、ウイルスにも感染しやすくなります。一番の頼りは、体に備わった免疫力です。病気にならない体作りで、道志を今以上に元気にしていきましょう。

続いて診療所の診察時間等の確認事項です。

- 診察日：月、火、水、金、土(土曜は午前中のみ)
- 休診日：木曜日(医師研修日)、土曜日午後、日曜、祝祭日
- 受付時間：午前8：30～11：30、午後1：00～4：30
- 診察時間：午前8：30～12：00、午後1：00～5：30

診療所電話番号：0554-52-2040

- 朝は午前7時40分には診療所の鍵を開けますので、診察開始時間までお待ちください。
- 午前中の診察がのびた場合には、その分午後の診察時間が遅れることがあります。そのためできるだけ診察時間内に受診していただきたいと思います。
- 血液検査等は甲府の業者に委託していますので、平日の午前中のみ実施可能です。採血希望の場合は、前日の午後9時以降は食事せずに来院してください。
- レントゲン、心電図、超音波(エコー)検査はいつでもできます。
- 胃カメラ検査は毎週火曜日の午前10時からで予約制となります。なお検査中(約20分)は他の人の診察ができませんので御了承ください。
- 時間外に急病等で診察希望の場合は、あらかじめ診察準備をしたいので、電話で症状、住所、氏名、可能ならば診察券番号をお伝えください。受診時には一時預かり金として5000円をご用意ください。
- 昨年度と同様、毎週木曜日は医師研修のため休診です。県立中央病院にて内視鏡研修を行っております。診療所スタッフは勤務しておりますが、医師不在のため、医療行為(投薬等)はできません。また急な休診の場合には、広報への掲載や前日の村内放送で連絡したいと思います。

以上です。引き続き道志村国民保険診療所を育てて頂けるようお願い致します。

五月の予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4/26	4/27	4/28 午前：胃カメラ	4/29 昭和の日	4/30 研修のため休診	1	2 午前中のみ診察
3 建国記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 研修のため休診	8	9 午前中のみ診察
10	11	12 午前：保育所検診	13 午後：乳幼児検診	14 研修のため休診	15	16 午前中のみ診察
17	18	19 午前：胃カメラ	20 午後：小学内科検診	21 研修のため休診	22	23 午前中のみ診察
24	25	26 午前：胃カメラ	27 午後：中学校内科検診	28 研修のため休診	29 休診	30 午前中のみ診察
31	6/1	6/2 午前：胃カメラ	6/3	6/4 研修のため休診	6/5	6/6 午前中のみ診察

月初めには保険証の提出をお願いします。

5月の連休明けは混雑が予想されるため、なるべくさけて受診してください。

村役場職員の紹介



教育委員会教育長
中野 恭志

この度、長田豊教育長の後任として教育行政の仕事に携わることになりました。慣れない行政の仕事であり戸惑いと不安でいっぱいですが、村民の皆様や、村当局、議会教育委員会の方々の温かいご指導、ご支援を頂ながら職責を果たしていきたいと思っております。

近年、国際化や高度情報化の進展、価値観の多様化など、社会情勢が著しく変化する中で、教育の憲法と言われている、教育基本法の改定をはじめ色々な見直しが進められてきました。特に次代を担う人材をどう育てていけば良いか新しい教育のあり方が求められています。

道志村においても過疎、高齢化の進行の中で、児童、生徒数をはじめ、スポーツ人口の減少など多くの課題もあります。

未来を担う子ども達の健やかな成長と生涯を通して学ぶことのできる地域社会を目指し、教育、文化、スポーツの発展の為に頑張っていきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げ、就任の挨拶といたします。



医科診療所 医師
長谷川 浩之

はじめまして。四月より前任の浅川先生にかわり、診療所勤務となりました長谷川浩之（はせがわひろゆき）です。

出身は甲府市・川田町（石和町との境です）で、高校は甲陵高校です。大学は歴代の当診療所勤務の先生方と同じく、自治医科大学です。卒業後二年間は山梨県立中央病院にて初期臨床



産業振興課
矢野 虎鉄

このたび四月から産業振興課でお世話になることになりました矢野虎鉄です。バイオマスタウン構想や景観・環境行政に関する担当をさせていただきまます。

今回、横浜市の人事交流制度により、一年間という短い期間ではありますが、道志村役場で働かせていただく機会を与えてもらい、非常に感謝しています。

道志村にはこれまでもバーベキューやキャンプなどで何度か足を運ばせていただきました。山々に囲まれた道志村の景色を眺めながら、おいしい水と空気のなかで、贅沢な時間を過ごした記憶があります。

この機会に道志村を拠点に山梨県内をいろいろと探索してみようと思っております。お勧めポイントがあれば是非教えていただければと思います。

私自身、今回が初めての異動であり、未熟な点も多々ありますが、道志村のために精一杯がんばりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

研修医として学びながら働き、その後都留市立病院にて内科医として二年間勤務させていただきました。そのなかでは道志村の方とも関わりを持つこともあったかと思っております。

今までは勤務医という立場で、病院にいられた方を診察するという「待ち」の姿勢でしたが、これからは前任の先生方と同様に、道志村の健康増進のため、「攻め」の気持ちで、地域に密着した診療所を目指したいと思っております。

また今年には診療所が移転、新設されます。新しい診療所の歴史を皆様と一緒に作っていきたいと思っておりますので、何卒宜しくお願いいたします。



産業振興課
谷 直樹

今年の四月から産業振興課で簡易水道を担当させていただいております谷直樹と申します。出身は八王子ですが、小学五年生の夏休みに道志村に遊び来る機会があり、魚捕りや川で泳いだことが今でも大切な思い出になっています。

それ以来、いつかは道志に住みたいといつも考えていました。それほど道志村は魅力のある土地だと思えます。この魅力を一人でも多くの人に伝えられるよう一生懸命がんばります。道志村について知らないことばかりなので、どこかでお会いしましたら遠慮なく声を掛けて下さい。よろしくお願ひ致します。



総務課
半田 貴子

このたび、道志村役場総務課に配属となりました半田貴子です。高校、大学と道志村から離れていましたので、久しぶりの村内での生活は大変懐かしく、皆様のあたたかさを日々感じております。

まだまだ未熟な私ではありますが、道志村のため、そして村民の皆様のため、地域づくりに尽力していけるよう頑張ります。どうぞよろしくお願ひ致します。



村内小中学校教職員の紹介

道志中学校

生徒数：62人



- | | | | | | | |
|------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------------|
| ケリー・ボイランド
ALT | 栄養職員
守屋愛子 | 1学年所属
出羽幸世 | 1学年担任
小林裕季 | 2学年担任
鈴木真由美 | 3学年担任
竹下あさみ | 事務職員
野矢潤 |
| 3学年主任
細川里美 | 1学年主任
天野理枝 | 教頭
加藤清二 | 校長
杉本昭次 | 教務主任
長峰寿多 | 1学年主任
渡邊恵美子 | 養護教諭
櫻井敦美 |



道志小学校

児童数：91人



- | | | | | | | |
|-------------|------------|--------------|-------------|------------|--------------|--------------|
| 山崎雅美
助教諭 | 加藤孝子
教諭 | 樋口喜子
養護教諭 | 和地めぐみ
教諭 | 渡辺麻里
教諭 | 杉本久香
事務主査 | 山口直子
村担任書 |
| 佐藤大輔
教諭 | 花上和
教諭 | 貴家栄正
校長 | 望月主税
教頭 | 坂本大輔
教諭 | 小幡真弓
教諭 | |

教職員の異動

着任

道志小学校

(旧任教)

- 教頭 望月 主税 石和北小
教諭 佐藤 大輔 文大附小
養護教諭 樋口 喜子 新採用

道志中学校

(旧任教)

- 教諭 長峰 寿多 河口湖北中
教諭 小林 裕季 松里中
栄養職員 守屋 愛子 伊勢小
事務職員 野矢 潤 新採用

離任

道志小学校

(新任校)

- 教頭 小宮 克己 禾生第二小
教諭 高尾 篤史 勝山小
養護教諭 吉川 華織 大里小

道志中学校

(新任校)

- 教諭 丸山 祥久 山中湖中
教諭 佐藤 栄克 都留第一中
栄養職員 三浦 千明 鳴沢小
事務職員 天野 美紀 退職

学校だより 道志小学校(第42号)

◎平成二十一年度スタート

三月十九日に六年生を送り出し、寂しかった小学校も四月六日に十九名の新入生を迎えました。大勢の在校生や来賓の方々に祝福された一年生は毎日元気よく登校しています。また、新しく望月主税教頭先生、佐藤大輔先生、樋口喜子先生(養護教諭)、山崎雅美先生をお迎えし、児童数九十一名、職員数十三名で平成二十一年度がスタートしました。よろしくお願い致します。



◎一年生は初めての

給食です。

四月十三日(月)より、一年生の給食が始まりました。栄養士の守屋先生に給食の準備の仕方や食べ方を教えていただき、白衣の着方も勉強しました。しばらくは六年生に手伝ってもらいながら、食事のマナーや給食のルール等を学んでいきます。一年生は毎日、おいしい給食を心待ちにしています。

◎体力づくりに

取り組みます。

全国的に子どもたちの体力低下が論議されています。山梨県でも全校で体力づくりの取り組みを行っています。本校でも今年度は、縄跳び運動とマラソンへの取り組みから始めています。運動は積み重ねることが大事です。毎日続けることで体力はついてきます。みんなががんばりますので応援お願いします。



◎避難訓練を行いました。

新入生を迎え、在校生の教室も変わりました。そこで全校児童による避難訓練を実施しました。今回は「火災」を想定しました。避難経路の確認と「おさない」「はしゃがない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底しました。みんな真剣に訓練に取り組みました。



くらしの情報 お知らせ

催し

●春の五感の集い 春の調べ

普段、自然の中で音楽を聴く機会はないのですが、新緑の色ます季節に素敵な一時を過ごしてみませんか。

津軽三味線ミニコンサート
奏者(藤田淳三ほか)

日時 平成二十二年五月二四日(日)
午後一時から

場所 農村公園(村営道志の湯前中州)

雨天時は、道志中体育館

入場料 無料



●「道志村クラフトフェア 二〇〇九春」の開催

「緑と清流と歴史の郷」であるこの道志村で、手づくりにより生れた多くのクラフトを沢山の人の手に触れていただき、作り手と使い手の交流の場を設けると共に、地域産業の振興を図るため開催いたします。

日時 平成二十二年五月二三日(土)
二四日(日)

会場 両日、九時から一七時まで
道の駅どうし 芝生広場

出展者募集!

- ・応募資格
一、道志村に住所を有する者。又は道志村に工房等があり主に道志村でクラフト活動をしていること。
- 二、出展者本人のオリジナル作品であること。(仕入品等を展示販売することはできません。)
- 三、主催者の指示に従い、秩序を守ることを。

- ・出展料 一区画 二〇〇〇円(開催期間中)
- ・出展場所 道の駅どうし 芝生広場(約3m×3m)場所により多少異なります。
- ・申込締切 平成二十二年五月一三日(水)
- ・出展者説明会 平成二十二年五月一五日(金)
道の駅どうし二階会議室
午後二時
- ・応募・問合せ先 道志村役場 産業振興課
水源の郷振興グループ
☎〇五五四・五二・二二一四



募集

◆動物愛護推進員を募集しています

募集しています

動物愛護推進員とは、県や市町村が実施する動物愛護行事への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談窓口など、地域に根ざした動物の愛護の推進に取り組んでいただく方です。
(山梨県内で二〇名から三〇名程度を募集しています)

【任期】

二年間
(平成二十二年七月一日から
平成二十三年六月三〇日まで)

【応募資格】

- (一) 県内に在住し二〇歳以上であること
- (二) 動物愛護について熱意と識見があること

(三) 動物愛護推進員養成講習会の受講が可能であること

六月一三(土)を予定しています

○問い合わせ先

住民健康課 動物愛護担当

☎〇五五四・五二・二二一三



子育て

◆五月のつぼみっこくらし

紫外線の強い時期となります。帽子・日焼け止めなどで紫外線にあたる量をできるだけ少なくしましょう。今月もお子さんの元気を応援します。

対象者は、保育所入所前のお子さんと保護者です

◎もしもの時のために
乳幼児事故予防教室を
開催します。

日時 五月二日(火)

午前一〇時から

場所 福祉センター

内容は、突然の事故の時には迅速で正しい対応が必要です。子供たちの命を守るために直ぐ対応できるように基本的な対応の仕方を学びましょう。救命救急士さんに指導していただきます。

◎楽しく3B体操を
やってみましょう。

日時 五月二十六日(火)
午前10時から
場所 福祉センター
内容は、歌や音楽に合わせて思いっきり体を動かして好評です。みんなで楽しく体を動かしましょう。

つぼみっこくらぶに関する

お問い合わせは

役場住民健康課保健師

伯耆・宮下まで

☎〇五五四・五二・二二二三



生活・環境

■村内一斉清掃

一斉消毒のお知らせ

「村民一斉ごみゼ口作戦」

毎年恒例の村内一斉清掃と消防団による一斉消毒を行います。日本一の水源の郷をめざし、より快適な環境で生活できるように、地域の皆様のご協力をお願いいたします。

日時 平成二十一年五月三十一日(日)

午前八時から

場所 各自治会地内

実施内容 国道・県道・河川等



お知らせ

○人権擁護委員の

委嘱のお知らせ

人権擁護委員山口辰五郎氏が四月一日付けで法務大臣から委嘱されました。(再任)

人権擁護委員は、人格識見が高く、人権擁護に理解のある人を、村長が推薦し、法務大臣から委嘱されます。任期は、三年間です。道志村においては、現在三人の人権擁護委員が

活躍しています。

平成二十一年度
啓発活動重点目標

みんなで築こう
人権の世紀



○自衛官募集相談員の
委嘱のお知らせ

佐藤 忠男 さん

自衛官志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を、当該個人の好意に基づいて実施していただける方々です。任期は、二年間です。

※住所 道志村五七二六番地二二

☎五二・二六五八

○行政相談委員の
委嘱のお知らせ

新津 隆平 さん

平成二十一年四月一日付けで、総務大臣より行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣が民間の有識者に行政相談の受付け等の業務を委嘱し、地域住民の身近なところで行政相談窓口を開いております。山梨県内では、二八市町村に七一人の行政相談委員が配置され、それぞれの担当市町村内で相談を受付けております。行政相談は、毎月次の日時点で定例相談を開設しております。また、相談は自宅でも受付けております。

日時 毎月第三水曜日
(今日は二〇日)

場所 道志村福祉センター

※住所 道志村七二七七番地

☎五二・二〇一一

○総務省・電波利用環境
保護周知啓発強化期間

六月一日から一〇日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。みんなで電波のルールを守りましょう。

○問い合わせは、関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害

☎〇三・六二三八・一九三九

●テレビ・ラジオの受信障害

☎〇三・六二三八・一九四五

●地上デジタル放送の受信相談

☎〇三・六二三八・一九四四

○調理師試験のお知らせ

平成二十一年度山梨県調理師試験を次により実施します。

○願書の配布

平成二十一年五月一日(金)から

○願書の受付

平成二十一年五月一八日(月)から

五月二二日(金)まで

午前9時～午後4時

*願書の配布及び受付については、富士・東部保健福祉事務所で行っています。

○試験日時

平成二十一年七月四日(土)

午後一時から三時まで

(集合一二時三〇分)

○試験会場

山梨学院大学

(甲府市酒折二丁目四一五)

お問い合わせ

富士・東部保健福祉事務所

健康支援課

☎〇五五五・二四・九〇三四

○富士吉田市立病院

BLS・AED講習会

とつさのとき、あなたのはじめの行動が、大切な命を救います。

家族のため、自分自身のため、多くの方に受講していただきたい講習会です。皆さんの受講をお待ちしております。

○日時 第一回 五月九日(土)

第二回 九月一二日(土)

第三回 十一月四日(土)

第四回 三月一三日(土)

全日、三時間講習、定員二四名
受付八時四十分から九時まで

○会場 富士吉田市立病院

二階講堂

○対象者 一般市民の方、AED設置施設の方、医療従事者の方

○内容 心肺停止に対する初期対応とAEDの使用方法を正しく理解し、基本的な心肺蘇生法を習得するものです。新たな基準にも対応し、最終的に富士五湖消防本部が認定する「普通救命講習修了証」を交付します。

○受講料 無料

○講師 富士吉田市立病院救急医療担当医師及び有資格(ACLS)看護師、救急救命士(協力・富士五湖消防本部)

○申込方法 定員がありますので、電話によりお申込みください。定員になり次第締め切りとなります。

○申込問合 富士吉田市立病院 医事課(救急医療委員会事務局)

☎〇五五五・二二・四一一一
内線二二〇(渡辺)

○法務局なんでも無料相談所のお知らせ

あなたのお知りになりたい法務局の事務に関する相談にお答えします。

○日時 平成二十一年六月一四日(日)

午前九時から

午後三時三〇分まで

○場所

甲府市地方務局 四階会議室

甲府市北口一丁目二番十九号

○相談内容 相続、売買、抵当権抹消等の不動産登記、会社等の登記

の手續きに関する事など

○主催 甲府市地方務局

☎〇五五・二五二・七一五一

○やまびこ支援学校オープンスクールのお知らせ

本校の教育活動について、多くの方に知っていただくために、授業や校内の様子を公開しています。

○日時 平成二十一年六月三日(水)

午前九時一五分から一二時まで

○受付 九時から九時一五分まで

なお、当日は、教育相談も実施いたします。見学や相談をご希望の方は、五月二二日(金)までにお申し込みください。

○問い合わせ・申込先

山梨県立やまびこ支援学校

支援指導部(権正・田中)

〒四〇九〇五〇一

大月市富浜町宮谷一四九七

☎〇五五四・二二・一九四三

☎〇五五四・二二・一九四六

○狂犬病予防注射未接種の方へのお知らせ

去る、平成二十一年四月一六日(木)に各地区を訪問し、集合注射を実施しましたが、当日受けることができなかった方につきましては、個別に予防接種を受けてください。

年一回の狂犬病予防接種は、法律により義務付けられていますので、必ず予防接種を受けるようにしてください。

また、予防接種を受けた際は、領収書を持参し、役場住民健康課まで

お越し下さい。注射済票を交付します。(交付手数料として、一件当たり五五〇円必要です。)なお、獣医師等で既に注射が済んでいる方や、犬の死亡届の理由により既に飼っていない場合は必ず役場までご連絡下さい。

○役場職員の人事異動について

(課長) 配置替え、グループリーダー(GL)、施設長辞令 七名

(課長)

佐藤光男 総務課課長

大房保夫 議会事務局長

(課長補佐)

山口 亮 産業振興課課長補佐

兼・水源の森振興担当GL

(昇格) 山口晃司 兼・観光施設長

兼・総務課課長補佐

(主幹) 大田満す江 兼・総務行政担当GL

兼・住民健康課主幹

兼・高齢者福祉GL

兼・福祉センター長

諏訪本 栄 兼・総務課主幹

兼・財政政策担当GL

(主任)

佐藤徳敏 兼・総務課主任

兼・簡易水道の維持管理業務を特命

二、交流採用職員 一名

(主任) 矢野虎鉄 兼・産業振興課主任

(横浜市市役所総務局)

三、理事採用 一名

中島 晋 理事(非常勤)

四、新規採用 三名(医師)

長谷川裕之 住民健康課

兼・内科診療所医師

(主事) 半田貴子 兼・総務課主事

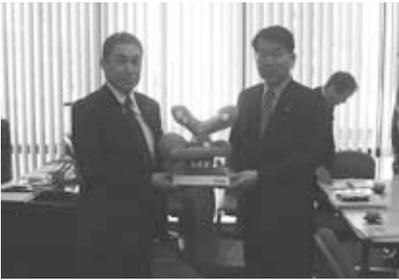
谷 直樹 兼・産業振興課主事

道志村トピックス

● 村長が横浜市へ表敬訪問 深まる友好交流関係

四月十五日に村長及び教育長が横浜市を訪問し、金田・阿部・野田の3人の副市長と会談しました。会談では、水を通じて長い交流の歴史を持つ両市村で、お互いを理解し友好を深めることを確認するとともに、新たな関連事業である間伐材を利用した産業の創出事業・全国子ども農山漁村体験学習プロジェクト事業・久保分校活用事業等の各種事業の実現に向けて、より具体的な支援策の実行について要請をおこないました。

また、道志村は、今年7月に村制施行百二十周年を迎えますが、横浜市も市制百二十周年と開港百五十周年を迎えます。記念事業への協力についても話し合われました。



まちづくり局長より
横浜市建築物環境配慮制度
キャラクターの贈呈
(道志産間伐材で作ったきやすびッピ)

● 村長横浜での訪問先

- ・ 環境創造局長
- ・ 地球温暖化対策事業本部長
- ・ 都市経営局長
- ・ 行政運営調整局長
- ・ 水道局長
- ・ まちづくり調整局長
- ・ 神奈川県宅地建物取引業協会
横浜中央支部



野田副市長 金田副市長 阿部副市長

● 行政相談委員への 感謝状の贈呈

やま 山 口 輝 さん
あきら
平成二一年四月二〇日、道志村役場において山梨行政評価事務所長から山口輝さんに感謝状贈呈伝達式が行われました。二年間ご苦労さまでした。

● 道志村消防団長の 任命について

いけ 池 谷 勝 さん
まさる



消防団の幹部役員が任期満了に伴い、消防団員から推薦を受けた池谷勝氏に四月の役員会において大田村長から任命書が交付されました。
新役員は次のとおりです。

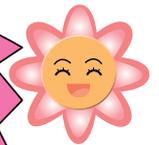
- 団 長 池谷 勝
- 副団長 出羽達彦
- ” 山口栄一
- 旗 手 佐藤智秀
- 会 計 水越克伸
- 第一分団長 出羽久美男
- 第二分団長 佐藤 久
- 第三分団長 佐藤 進
- 第四分団長 北浦 晋

消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、地域住民の安心・安全確保のために大きな役割を果たしておりますが、近年、社会環境の変化等を受け、地域によっては、消防団員数の減少等の課題に直面しています。

「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本理念に、郷土愛護の精神に基づき昼夜を問わずに地域住民を火災・水害から守るために全力で取り組む覚悟です。

今後道志村消防団にこれまでと同様ご指導ご協力をお願い申し上げます。

出生児・卒業生らに三つ葉ツツジを贈呈



道志村では、四季豊かな地域の景観を創造するため「ふるさとづくり花いっぱい運動」を推進しています。

この運動は、住民と行政が一体となり自分たちの住む地域景観を美しくすると共に、花や木を育て合わせて「思いやりの心」を育てていただくことを目的に、平成6年度から道志音頭でも歌われている三つ葉ツツジを人生記念樹として、出生児・退所児・卒業生に贈呈しています。

平成20年度は、出生児12名、保育所の退所児19名、小・中学校卒業生37名の皆さんに大田村長から贈呈いたしました。

本事業は平成6年度の開始以来、すでに1,339本の三つ葉ツツジが村内に植樹され、人生記念樹として、子供たちの成長とともに見守っていただき、道志村が花咲く七里となることを念願するものです。



道志小学校卒業式で贈呈

平成20年度 出生者紹介



杉本 空哉くん
H20.4.9生
大指 真一さん



佐藤 優有ちゃん
H20.4.11生
馬場 好起さん



加藤 景己くん
H20.4.16生
板橋 源正さん



山口 桜愛ちゃん
H20.5.1生
東神地 時彦さん



山本 千莉くん
H20.6.12生
東和出村 学さん



山口 陽以来ちゃん
H20.8.14生
西和出村 慎吾さん



山口 凜恩くん
H20.11.12生
東神地 洋久さん



佐藤 雅也くん
H20.12.2生
谷相 隆光さん



佐藤 舞桜ちゃん
H20.12.4生
谷相 勇樹さん



白井 絢花ちゃん
H21.1.27生
東神地 一博さん



杉本 陸斗くん
H21.3.4生
大指 善美さん



山口 嶺くん
H21.3.15生
東神地 翔さん



過去・現在・未来

長又 園田 稔



長又の契約別荘に暮らし始めて早五年、お世話になりました皆さんに顔を合わせる機会もなくひっそり生きて居ます。

過去・・・ああの人か・・・

道志村との関わりは10歳の頃からの溪流釣りに始まり、仕事では30年の縁あり、今でもお世話になっていますが、安全安心の基本精神、太い絆に拘っています。

現在・・・趣味は溪流釣り、農業、俳句(鋏の柄も夏痩せをして生きるかな)

俳句では水との縁の深い横浜市の妙蓮寺近くの篠原公民館で開かれる句会にも月一度ですが勉強に通っています。

未来・・・自然との調和

懐かしい「煙り棚引く苦屋こそ」の童謡の一節にもあります、煙は高い方へ流れ水源林に付着します、煙りとは逆に雨で流され下流へ、1997年からのダイオキシン規制法は次第に厳しくなったものの「煙に巻く」ことも出来ず心配の種、どう始末しますか。

美味しい水割りで酔い、「スナックのカウンターを走りたい」が静かな「夢」でもある。

園田さんで38人目となります。

わが家のアイドル



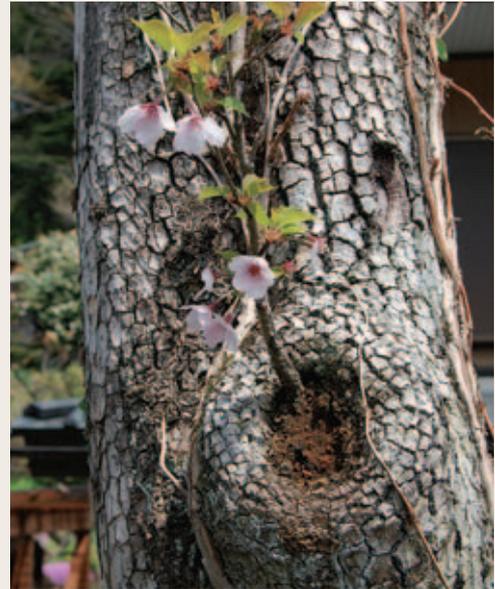
志村 海玖斗くん (西和出村)

平成18年10月11日生

父 茂さん 母 あかねさん

趣味の園芸

いつ頃からか分かりませんが、庭先の柿の木が実をつけるどころか山ざくらが咲きました！ さくらの花言葉.. 精神美、優れた美人



上善之木 池谷賀一さん

慶弔

お誕生おめでとう (出生)

大指 杉本陸斗 (りくと) ちゃん (届出人) 杉本善美

東神地 山口 嶺 (れい) くん 山口 翔

お悔やみ申し上げます (死亡)

釜之前 佐藤幸福 八十四歳

下善之木 山口やちゑ 九十三歳

池谷義市 六十歳 (三月届出)

村制施行120周年記念事業紹介

「子ども環境サミット in. Doshi」の開催決定

7月5日午後2時より「やまゆりセンター」において「子ども環境サミット in. Doshi」を開催することが決定しました。

参加者は、道志村「道志中学校」・横浜市「みたけ台中学校」・綾部市「上林中学校」の3校の中学生で、環境をテーマに「上流域と下流域に住む人たちの交流とそれぞれの役割」について7月から供用開始されるブロードバンドを利用した音と映像による遠隔会議を行います。

道志村制120周年

村制施行120周年記念事業にちなみ、今年一年間道志村の昔の写真を掲載いたします。この記念すべき年に道志村の過去を振り返る機会として、先人達の歩んだ足跡を紹介しております。古い写真をお持ちで掲載を希望したい方はご一報ください。(今後村の事業に活用させていただきます。)



道志村漁業協同組合 創立当時役員記念撮影 昭和30年10月



婦人会 山梨県庁訪問 昭和30年頃

写真提供：神地 山口法邦さん

編集後記

「今忙しくて・・・」ということばは理由になりませんが、できるだけ広報取材の基本である足を運んで取材ができるよう努力していきたいと思います。

今後ともご指導くださいますようお願いいたします。



発行 道志村役場

H21.4.1 現在 世帯数：619世帯 人口：1992人(男：990人 女：1002人)

〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6181-1 TEL 0554-52-2111(代) FAX 0554-52-2572 URL <http://www.vill.doshi.lg.jp/>



この広報紙は環境保護のため、再生紙、大豆油インキを使用しています。